

事業者向け

申請  
締切

令和6年

6/25(火) ※消印有効

# エネルギー等 価格高騰対策支援事業 中小企業等 **給付金**

長期化するエネルギー・食料品等の価格高騰の影響により、経済的に大きな影響を受け、事業継続が困難になっている市内中小企業者等（農林水産業者を含む）に対し、給付金を給付します。

対象者

エネルギー・食料品価格等の高騰の影響により  
経費が増大している事業者

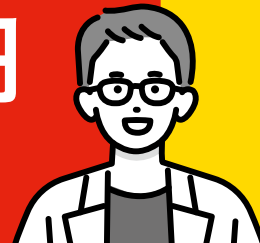
法人に

10万円  
給付



個人事業者に

5万円  
給付



給付には、要件があります。詳しくは裏面をご覧ください。



次に掲げる事業は、  
重複して給付を受けることはできません。

- エネルギー等価格高騰対策支援事業（介護施設等）給付金
- エネルギー等価格高騰対策支援事業（障害者（児）施設）給付金
- エネルギー等価格高騰対策支援事業（放課後児童クラブ）給付金

お問い合わせ先

霧島市商工振興課

☎0995-55-1603

土日・祝日を除く  
午前8時15分～午後5時

申請書類は、市ホームページでダウンロードしていただくか、本庁や各総合支所、市民サービスセンターでお受け取りください。

詳しくはホームページでチェック！



## 1 申請

**申請書類** ※詳しくは市ホームページ「申請書類チェックリスト」でご確認ください。

- 申請様式（様式第1号～第3号） ●通帳の写し ●確定申告書類
- 市県民税等申告書 ●領収書等

**申請期限** 令和6年6月25日<sup>火</sup>※消印有効 **申請方法** 原則として郵送

**提出・お問い合わせ先**

〒899-4394 霧島市国分中央三丁目 45 番1号

霧島市商工振興課 エネルギー等価格高騰対策支援事業（中小企業等）給付金担当

☎0995-55-1603（土日・祝日を除く午前8時15分～午後5時）

## 2 対象者（詳しくは市ホームページ「申請要領」でご確認ください。）

(1) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者（個人事業者を含む。）

※フリーランスを含む個人事業者については、事業所（店舗）が市内であることと全収入（一時収入等を除く。）の2分の1以上が事業活動における収入である方に限ります。また、店舗のない事業の場合、令和6年3月1日時点において、本市の住民基本台帳に記録されている方に限ります。

(2) 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、学校法人、組合（農業協同組合、農業協同組合連合会等）、有限責任事業組合、投資事業有限責任組合

## 3 要件 それぞれ以下の全ての要件を満たすもの

- (1) 令和5年10月31日以前に事業を開始し、かつ、令和6年3月1日時点で、市内で事業を営んでおり、今後も引き続き市内で事業を継続する意思があること。
- (2) エネルギー・食料品等の価格高騰の影響により経費が増大している事業者のうち、水道光熱費（電気代・ガス代）や燃料費（ガソリン代・軽油代・LPガス代・灯油代・重油代）、肥料費、飼料費等を計上していること。
- (3) 令和5年5月から令和5年12月までの間のいずれかの月の水道光熱費や燃料費等の経費が、法人の場合8千円、個人事業者の場合4千円以上あること。
- (4) 令和5年又は令和6年の事業所得、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動による雑所得若しくは給与所得又は不動産所得のいずれかの所得を申告していること。
- (5) 令和4年又は令和5年に市税を納めていること。
- (6) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体等でないこと。
- (7) 性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者でないこと。
- (8) 反社会的勢力ではないこと又は関与していないこと。
- (9) 給付金の趣旨に照らし、給付金を交付することが適当であること。

## 4 給付額 法人や個人事業者ごとに申請してください。給付金の交付は1事業者につき1回限りです。

- 法人／10万円 ●個人事業者／5万円